

第 7 回 呉 市 ・ 蒲 刈 町 合 併 協 議 会 次 第

日時：平成 1 6 年 2 月 1 9 日(木) 1 6 時 3 0 分
場所：ビューポートくれ 3 階 大ホール

1 挨拶 呉 市 長 小笠原 臣 也

蒲 刈 町 長 柴 崎 龍 雄

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

市町村建設計画の作成に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第 1 8 号 新市建設計画

行政制度等に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第 1 9 号 福祉制度の取扱いについて

協議第 2 6 号 まちづくり建設事業の取扱いについて

協議第 3 3 号 独自事業の取扱いについて

(1) 生活バスの運行

(2) 英国留学英語研修

(3) I S O 1 4 0 0 1 認証

(4) 蒲刈町立国民健康保険診療所

5 その他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

蒲刈町議会議長 山 木 巧

7 閉 会

第7回呉市・蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

会長 呉市長 小笠原 臣也
委員 呉市助役 川崎 初太郎
委員 呉市助役 赤松 俊彦
委員 呉市議会議長 中田 清和
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

(蒲刈町)

副会長 蒲刈町長 柴崎 龍雄
委員 蒲刈町助役 村松 弘康
委員 蒲刈町議会議長 山木 巧
委員 蒲刈町議会副議長 岡本 智恵子
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会委員長 大久保 正孝
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会副委員長 馬場 照雄
委員 蒲刈町区長会会長 木村 正雄
委員 蒲刈町商工会会長 兼田 定夫
委員 蒲刈町女性連合会副会長 高岡 忍

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

第7回呉市・蒲刈町合併協議会協議事項

市町村建設計画の作成に関する協議

[継続協議項目]

協議第18号 新市建設計画

呉市・蒲刈町合併建設計画 (まちづくりビジョン)

呉市・蒲刈町合併協議会

目 次

計画策定の方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の期間	1
呉市・蒲刈町の概況	2
1 現況	2
2 呉市と蒲刈町との結び付き	5
3 蒲刈町のまちづくりの特色	5
合併の必要性と効果	6
1 合併の必要性	6
2 合併の効果	8
まちづくりの基本方針	10
1 まちづくりの目標	10
2 まちづくりの基本方針	11
3 呉市の役割	12
4 蒲刈町の役割	12
5 蒲刈町各地区の特性と土地利用の方針	13
まちづくり計画	15
1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成	16
2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成	17
3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成	19
4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成	20
5 効率的・効果的な行財政運営	21
公共施設の統合整備	23
財政計画	24

計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と蒲刈町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第3次蒲刈町長期総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標、さらに、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市、蒲刈町には、少子高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、蒲刈町においては、地域の自然、文化はもとより、産業活動や諸施設などの地域資源を総合的に有効利用する施策の展開を進めていく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実させるとともに、蒲刈町の地場産業の振興や「アイランドテラピー構想」に基づく域外交流の促進など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図り両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 計画の構成

本計画は、次の項目で構成しています。

- 計画策定の方針
- 呉市・蒲刈町の概況
- 合併の必要性と効果
- まちづくりの基本方針
- まちづくり計画
- 公共施設の統合整備
- 財政計画

3 計画の期間

まちづくりの基本方針に基づく、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、平成17年度から平成26年度までの10か年計画とします。

呉市・蒲刈町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

呉市は広島県の西南部，東経132°34'，北緯34°14'に位置する瀬戸内海に面した気候温帯で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は155.08km²，その内約54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分かれています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，工業団地，農地等として利用されています。

一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々の眺望や二河峽，二級峽の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また，市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

蒲刈町

蒲刈町は，広島県の中部島しょ部地域に属し，安芸郡の東端にあり，北は海上5kmを隔てて呉市，東は豊島，西は下蒲刈島（呉市）に狭い海峡を挟んで隣接し，南は安芸灘を遠く隔てて四国連峰を望んでいます。

町域面積は，18.89km²で，上蒲刈島と周辺の9つの無人の小島で構成されており，有人一島一町の町です。地形は細長く，標高457mの七国見山を中心に東西に延びる山稜があり，山地から海岸線までの地形が急峻で平坦地が少ないのが特徴です。

産業面では，温暖な瀬戸内海型気候を利用した柑橘類の栽培のほか，近年では，青い海，白い砂浜，緑の丘陵などの瀬戸内海島特有の自然環境に恵まれた条件を生かし，「県民の浜」を中心とした観光レクリエーションが盛んで，平成12年の安芸灘大橋の開通と相まって，県内有数のリゾート・アイランドとして，関西方面からの修学旅行生を始め，多数の観光客が訪れています。

(3) 人口（呉市分には、平成15年4月1日に合併した旧下蒲刈町分を含む。）

人口推移

（国勢調査）

（人）

	S55年	S60年	増減数	H 2年	増減数	H 7年	増減数	H12年	増減数
呉市	238,640	230,359	-8,281	220,259	-10,100	212,697	-7,562	205,382	-7,315
蒲刈町	4,356	4,025	-331	3,311	-714	3,032	-279	2,741	-291
合計	242,996	234,384	-8,612	223,570	-10,814	215,729	-7,841	208,123	-7,606

年齢階層別人口構成

（国勢調査）

（人）

	H 7年			H12年					
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	増減数	15～64歳	増減数	65歳以上	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	29,684	143,657	39,347	27,694	-1,990	133,365	-10,292	44,318	4,971
	14.0%	67.5%	18.5%	13.5%	-6.7%	64.9%	-7.2%	21.6%	12.6%
蒲刈町	302	1,635	1,095	229	-73	1,373	-262	1,139	44
	10.0%	53.9%	36.1%	8.4%	-24.2%	50.1%	-16.0%	41.6%	4.0%
合計	29,986	145,292	40,442	27,923	-2,063	134,738	-10,554	45,457	5,015
	13.9%	67.3%	18.7%	13.4%	-6.9%	64.7%	-7.3%	21.8%	12.4%

就業構造

（国勢調査）

（人）

	H 7年			H12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	1,695	33,821	67,929	1,064	-631	29,429	-4,392	65,296	-2,633
	1.6%	32.6%	65.5%	1.1%	-37.2%	30.5%	-13.0%	67.6%	-3.9%
蒲刈町	503	383	645	407	-96	324	-59	602	-43
	32.8%	25.0%	42.1%	30.5%	-19.1%	24.3%	-15.4%	45.2%	-6.7%
合計	2,198	34,204	68,574	1,471	-727	29,753	-4,451	65,898	-2,676
	2.1%	32.5%	65.1%	1.5%	-33.1%	30.4%	-13.0%	67.3%	-3.9%

2 呉市と蒲刈町との結び付き

(1) 日常生活圏の一体性

蒲刈町は呉市の中心部と約16kmの距離にあり，蒲刈大橋，安芸灘大橋により結ばれ，バス路線も通っています。橋の開通前には，航路で結ばれるなど，以前から住民間の交流も活発です。

また，蒲刈町から呉市への通勤・通学の割合は，それぞれ通勤人口の22.2%，通学人口の72.0%であるなど，両市町は一体的な生活圏を形成しています。

さらに，買い物など蒲刈町民の日常生活においても，買回品（衣料品，耐久消費財等）の62.0%が呉市で購入されているほか，通院の65.2%が呉市の医療機関を利用しているなど，両市町は非常に強いつながりがあります。

(2) 呉市と蒲刈町による広域行政

呉市と蒲刈町は，呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成，地域間交流，教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため，呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け，昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消して一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」を平成7年8月に設立しています。

また，平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴い，江能広域市町村圏との統合がなされ，新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートし，平成15年4月の呉市と下蒲刈町の合併に伴い1市11町での構成となっています。

(3) 国，県の管轄等

呉市と蒲刈町は，衆議院議員選挙区を始め，県の地域事務所，教育事務所，警察署管轄区域（広警察），さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

3 蒲刈町のまちづくりの特色

蒲刈町は，緑映える山々と，陽に輝く海原の広がり，恵まれた自然環境を大切にし，それらと共に暮らす人々の交わりを大切に育てていく郷土を創造する観点から，将来像として「自然の恵み 人のふれあい 輝きアイランド 蒲刈」を掲げ，基本方向として「『人』の育成」，「『自然・文化』の発信」，「『まち』の活性」を設定しています。

こうしたまちづくりの基本方向に基づき，日本の渚・百選，日本の水浴場88選にも選ばれている「県民の浜」に，宿泊・研修施設「輝きの館」，温泉施設「やすらぎの館」，天体観測館，海と島の工作展示館，体験学習施設「恵みの丘」，「古代製塩遺跡復元展示館」等を整備し，B & G海洋センター，テニスコート等のスポーツ施設と併せ，自然体験型レクリエーション基地としての魅力づくりを推進しています。

また，健康の島づくり基本計画（アイランドセラピー構想）や教育環境の整備・充実等にも積極的に取り組むなど，蒲刈町の自然・文化・歴史などの地域資源を活用し，「住む，働く，学ぶ，憩う」ためのまちづくりを進めています。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 生活圏の一体化と住民ニーズの多様化に伴う対応

近年のモータリゼーションの著しい進展や情報通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は、ますます拡大しており、行政においても従来の行政区域を超えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的な取組が求められています。

そのため、両市町が一体となって、より効率的・効果的な行財政運営に努め、住民サービスの質的向上を図る必要があります。

こうした中、呉市と蒲刈町とは、通勤・通学圏、商圈、医療圏など、住民の日常生活圏が一体化しており、既に一つの「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	942	70.7	呉市	296	22.2	川尻町	34	2.6	広島市	15	1.1
通学	17	13.6	呉市	90	72.0	広島市	9	7.2	黒瀬町	4	3.2

図 通勤

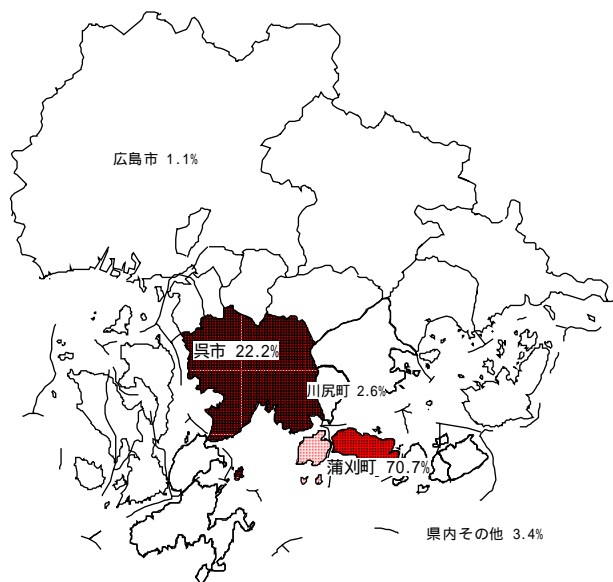
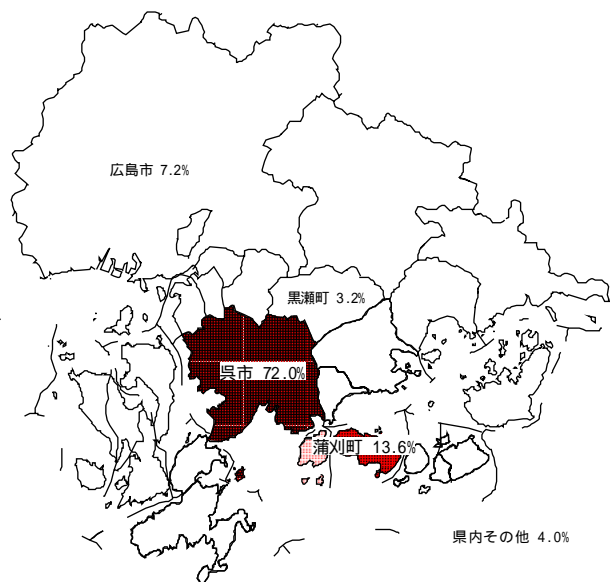


図 通学



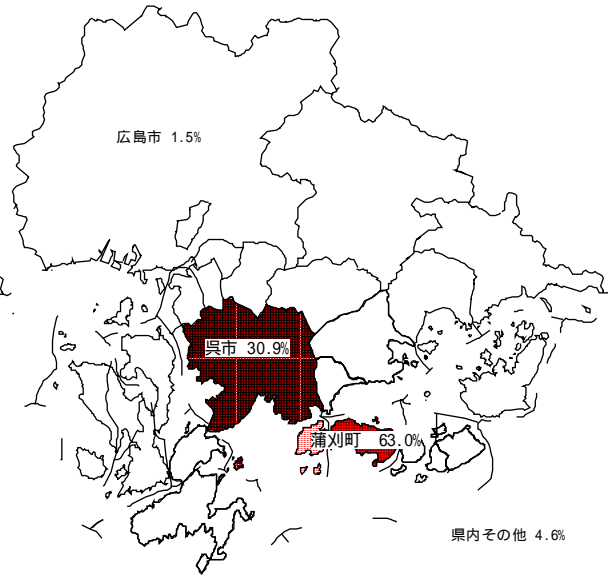
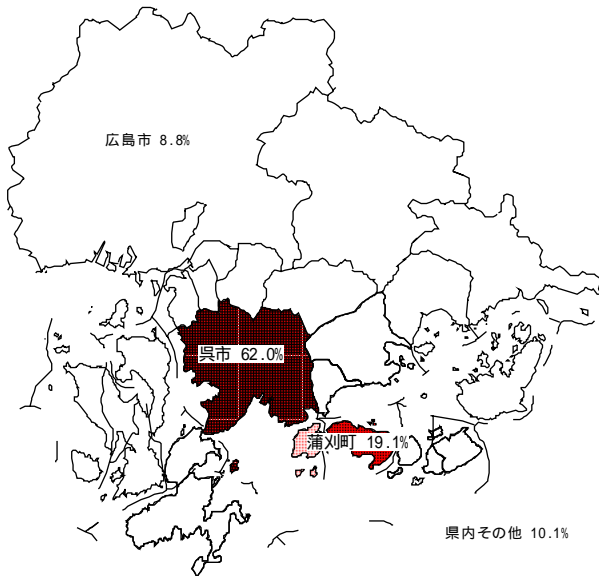
(表2 商 圏：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位	第 2 位	第 3 位
買回品	19.1	呉 市	広島市	-
最寄品	63.0	呉 市	広島市	-

図 買回品

図 最寄品



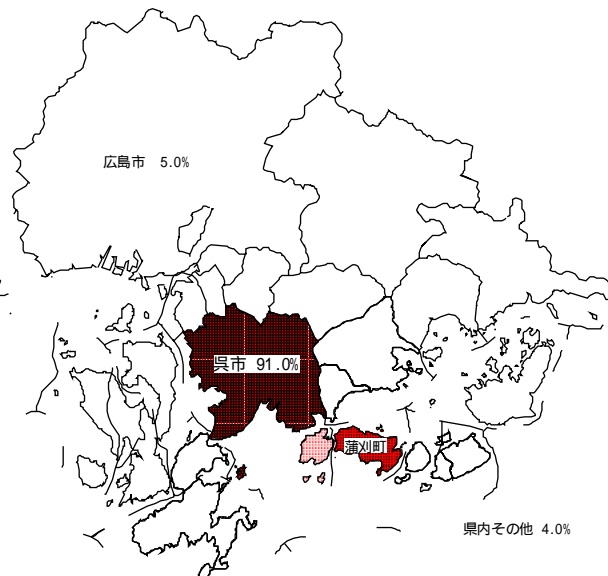
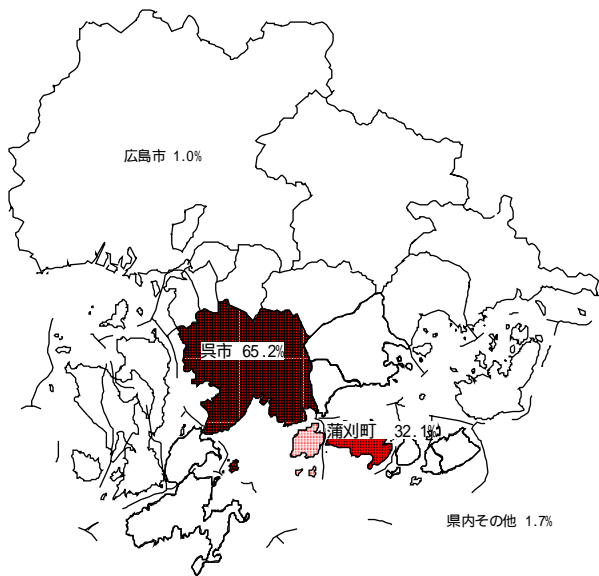
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位	第 2 位	第 3 位
通 院	32.1	呉 市	広島市	-
入 院	-	呉 市	広島市	-

図 通院

図 入院



(2) 時代の潮流への対応

近年の社会経済情勢は、高齢化、国際化、情報化の進展など大きく変化するとともに、余暇時間の増加や物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

また、21世紀は「福祉の時代」、「地方分権の時代」とも言われ、少子・高齢化の急速な流れの中で、少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していく地方分権の考え方が時代の潮流となり、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で有機的連携を図りながら、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

このため、合併によって都市経営を効率的・効果的に実施し、行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし、一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は、一定の成果も上がっていますが、総合的な行政主体として、迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適です。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進

これまで、別々に実施してきた各種事業を一体的・効率的に実施することが可能となり、土地利用についても、より広い範囲で検討することにより、より広い視野で施策展開を図り、効率的・効果的な事業を推進することが可能となります。例えば、呉市と蒲刈町とは、蒲刈大橋により結ばれており、幹線道路の機能充実を一体的・効率的に図ることが可能となります。

また、合併後における蒲刈町の役割や機能を明確にすることで、地域の特性を生かしたまちづくりを推進しながら、地域の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立を図ることが可能になります。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより、窓口サービスや保育所等の施設利用など、様々な公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待できます。

また、蒲刈町では、各種のサービス（保健・福祉、環境、産業、まちづくり、教育・文化などの分野）の一層の充実が期待できます。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在、蒲刈町で進められている下水道、町内生活道路、防災関連事業などの生活環境整備を合併建設計画に位置付けることにより、一層の整備促進が図られ、また、合併に伴う行財政基盤の強化により、重点的な投資が可能となり、各種都市インフラ整

備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急・防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり、災害に対する体制整備の必要性が再認識されたところですが、蒲刈町においては、県内で唯一の消防非常備市町村となっており、消防・救急・防災面における機能充実の必要性が強く求められています。

現在、蒲刈町の消防業務は地元消防団組織により対応しており、また、救急業務は病院の患者搬送車両により初期対応しています。今後は、常備消防となり、平成17年4月に開設予定の消防出張所を地域拠点として、呉市の消防署や出張所との更なる連携により、消防・防災体制や初期救急体制の強化・充実が促進されます。

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

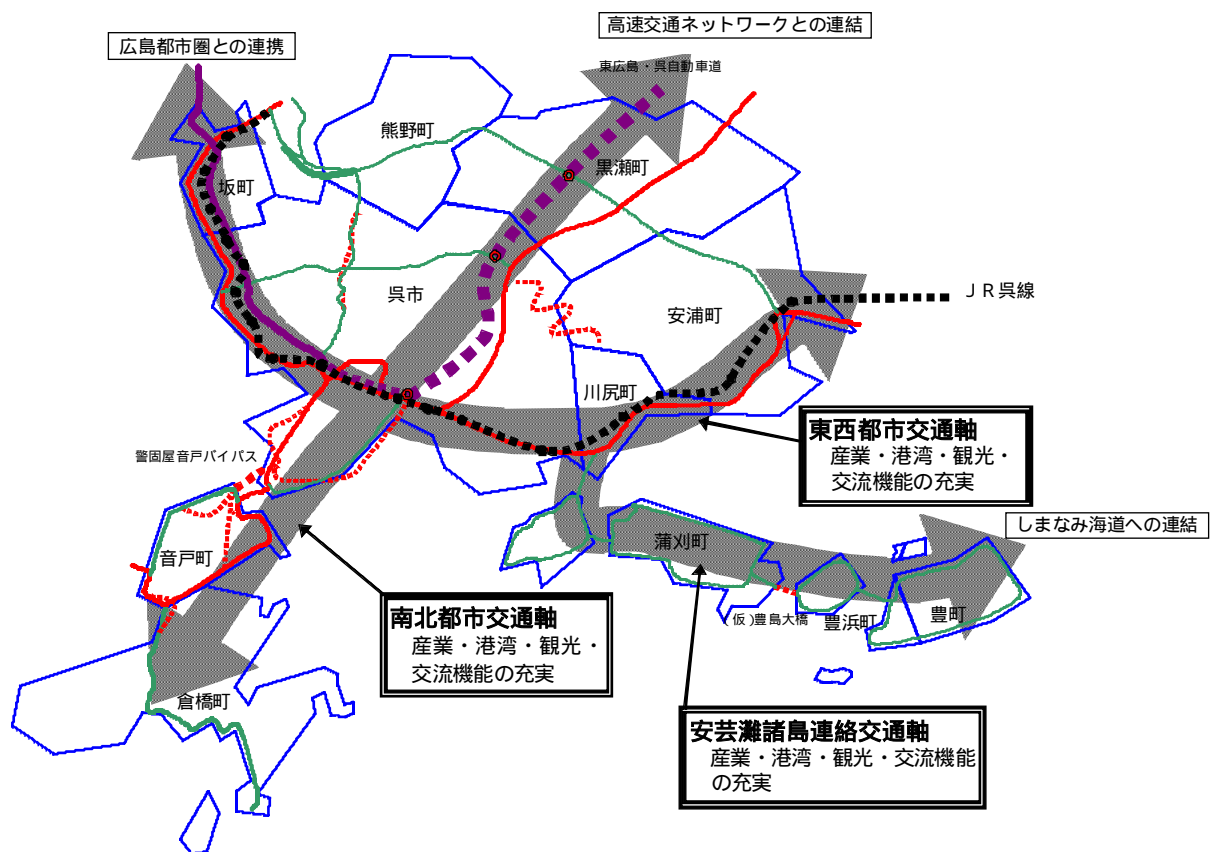
新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し，さらに，国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，滞在機能など，各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで，圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また，新市のまちづくりに当たっては，「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源，さらには，歴史・文化資源や豊かな自然など，多彩な地域資源を最大限活用しながら，自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は，拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など，高次都市機能の一層の強化を図るとともに，総合的な交通体系の整備を始め，東西・南北の都市交通軸を強化し，多様な都市機能の充実を図りながら，産業，港湾，観光，交流の連携促進を図ります。

さらには，自然環境を保全，活用するとともに，市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め，新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め，市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。



2 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれにもやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興、育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事

歴史科学館（大和ミュージアム）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業，商業，農林水産業，観光産業等，各産業の連携・融合化を促進し，圏域内外からの交流人口の増加を図り，地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし，中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして，未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで，地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため，国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，さらには，滞在機能など，各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し，地域の自立的発展を促しながら，圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また，拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め，産業業務機能，情報通信機能，港湾機能の充実など，高次都市機能を強化するとともに，多様な交流機能の充実を図り，「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより，時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し，事務事業や組織機構の見直しを始め，職員の定員管理や資質向上に努めます。

また，財政基盤強化のため，自主財源の確保に努めるとともに，限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

3 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会，保健・医療・福祉，文化，都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため，総合的な交通ネットワークの整備を始め，産業業務機能，港湾機能，情報通信機能の充実を図るとともに，保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし，少子・高齢化対策を始め，教育，環境，福祉施策の充実など，より一層高次都市機能を強化し，新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

4 蒲刈町の役割

安全で快適な生活環境の形成と豊かな自然，歴史，文化などの地域資源を生かした「自然と共生の島」づくりを推進するため，自然景観と環境の保全を基本とし，定住機能の確保と観光施策の展開等を図ります。特に，県民の浜を中心とした海洋リゾート施設の整備，充実とともに，古代の塩づくり体験施設や恵みの丘などの体験型観光機能を生かした新呉市の個性ある自然体験型の観光の機能を担います。

また，「アイランドセラピー構想」に基づく健康の島づくりの推進や農業研修生の受け入れによる農業の担い手育成機能など，地域の貴重な資源を活用することで，これまでの呉市にはなかった役割を担うことが期待されます。

5 蒲刈町各地区の特性と土地利用の方針

蒲刈町には、瀬戸内海の豊かな自然環境が広がる東部（大浦）地区、行政機能や福祉機能など主要な都市機能が集中する中部（田戸・宮盛）地区、島の玄関口としての役割を持つ西部（向）地区など、多様な資源に富んだ地区があります。

こうした各地区の特性を生かしながら、質の高い土地利用を総合的、かつ、計画的に推進し、市域全体の均衡ある発展を目指すことを基本とした土地利用を図ります。

【東部地区】

自然体験型レクリエーション拠点づくり

県民の浜を中心とする豊かな自然や既存施設等を活用し、海洋レジャー・レクリエーションの拠点として、滞在型リゾート地帯の利用促進を図ります。

古代の塩づくり体験施設や恵みの丘などの体験型施設等を生かした教育の展開、観光の振興により、交流人口の増加を図ります。

農村資源活用施設「恵みの丘」を農業振興の拠点とし、新たな農業展開を図ります。

【中部地区】

行政機能のサブ拠点、計画的な福祉・住環境づくり

支所機能を整備するなど、行政機能の充実を図り、地域密着型サービスの展開に努めます。

地域福祉、保健医療の地域活動拠点として、生きがいを持ち、安心して生活できる環境づくりを図ります。

生活幹線道路や下水道などの整備を図り、居住機能を充実します。

【西部地区】

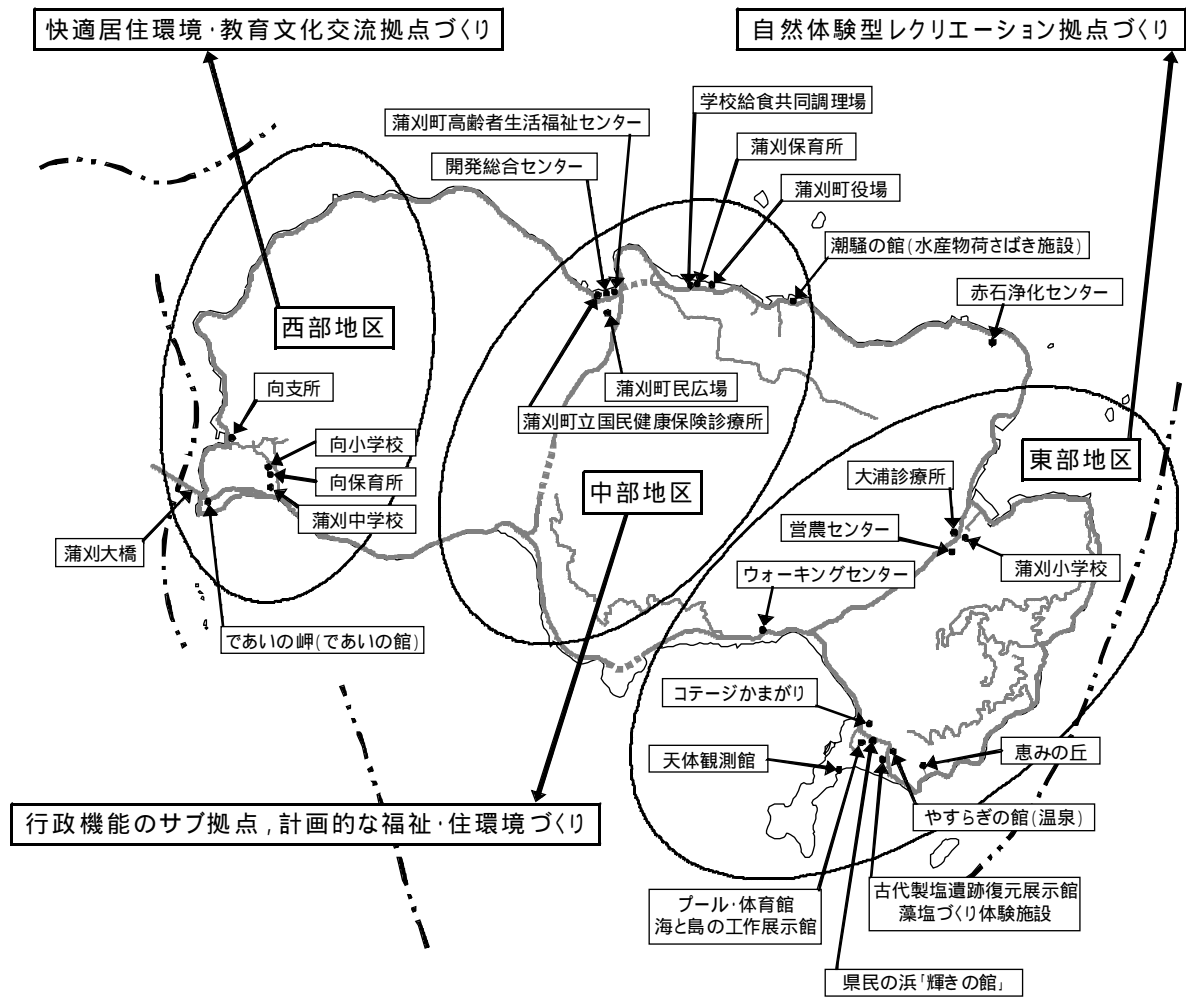
快適居住環境・教育文化交流拠点づくり

生活幹線道路や下水道の整備などを推進し、居住環境を充実します。

社会教育環境の整備等により、特色ある教育・文化を創ります。

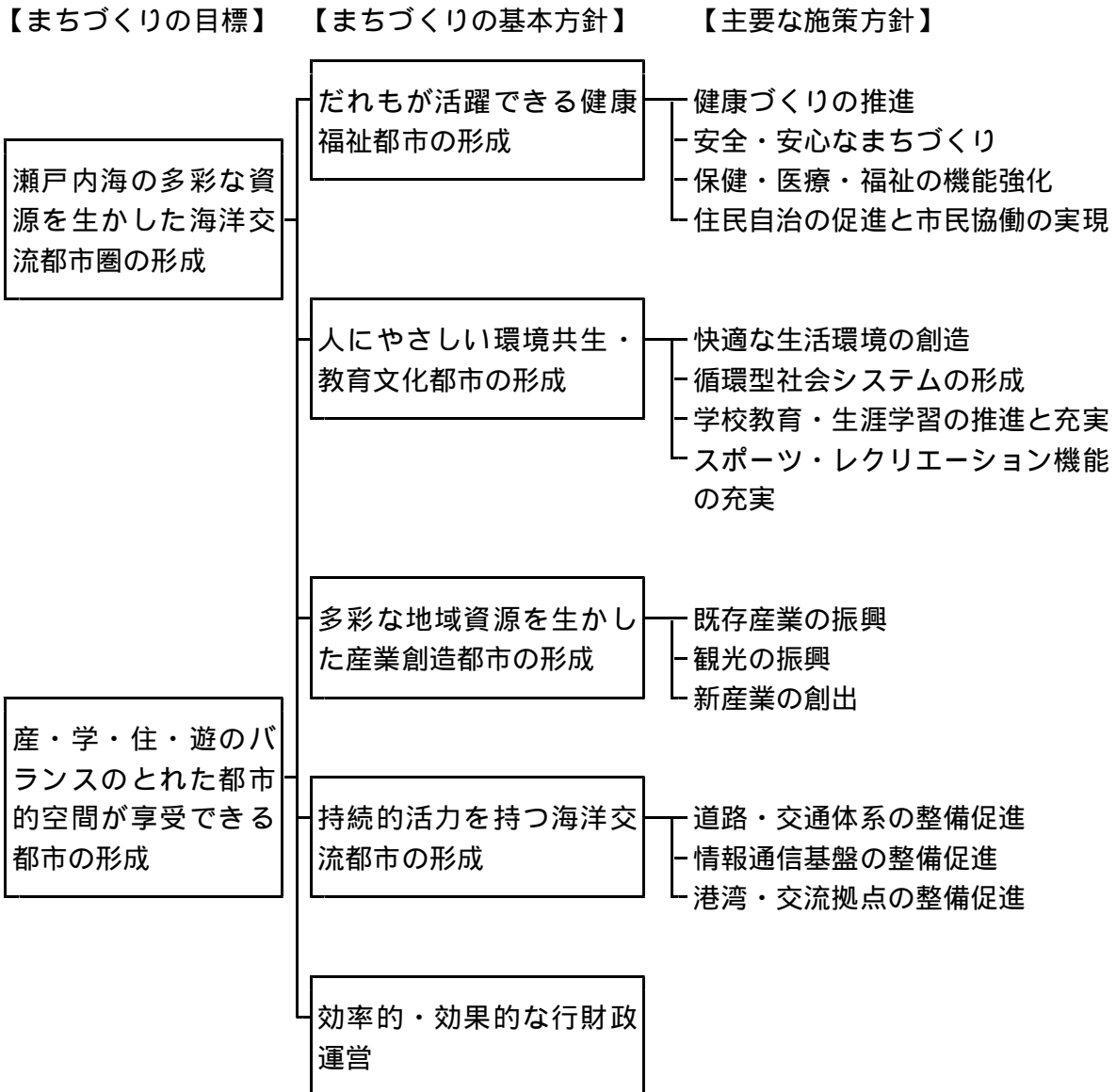
島の玄関口という地理的特性を生かし、交流機能の強化を図ります。

蒲刈町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



まちづくり計画

呉市と蒲刈町との迅速な一体化を促進し、更なる地域の発展と市民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標及び基本方針に基づく主要な施策の方針を次のとおり定め、総合的、かつ、計画的な施策を展開します。



1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 健康づくりの推進

健康な身体は豊かな生活を営む基盤であり、人々の健康づくりに対する関心は年々高まっています。

そのため、呉市では、市民一人一人が生き生きと自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めるため、「健康寿命」(自立して活動できる期間)の延伸を目指した「健康くれ21計画」を策定しています。

この計画実現のため、運動と笑顔による健康づくり事業、食と笑顔による健康づくり事業などを展開していきます。

さらには、人生80年時代を介護の必要なく健康で安心して過ごし、だれもが健康で生き生きと社会活動に参加できるよう、保健センターを始めとした保健・医療・福祉の地域拠点機能の整備、保健師など専門職員の適正な配置などにより、各種検診業務の充実、健康相談機能、予防体制の強化などの事業を総合的・体系的に実施します。

(2) 安全・安心なまちづくり

高齢者を始め、障害者、女性、子ども、外国人などすべての人が安全に、そして安心して生活できるまちを目指します。

そのため、公共施設や公益的施設の段差の解消、スロープ、点字ブロック、エレベーターの設置などユニバーサルデザインの考え方を基本にまちづくりを推進していきます。

また、蒲刈町においては、島しょ部特有の地理的特性から起こる高潮や狭い隣棟間隔から起こる大規模な火災など、様々な被害に対する安全・安心な生活環境を創出する必要があります。そのため、田戸地区における防波堤の整備事業、大浦地区における護岸整備事業等を計画的に行います。

さらに、地域の防災性を高めるため、蒲刈小学校、向小学校、蒲刈中学校などにおいて広域避難所としての機能の充実を図るとともに、平成17年4月に開設予定の消防出張所を地域拠点として、消防団と連携しながら緊急の事態や災害の発生に対して速やかに対応できるよう、田戸・向地区における防火水槽の整備を始め、狭あい道路の整備や防災行政無線の一体的な整備など、防災機能や住民への情報伝達機能の強化に努めます。加えて、呉市防災センターの活用促進を図るなど、市民の防災意識の高揚にも努めます。

(3) 保健・医療・福祉の機能強化

少子高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉が連携し、迅速かつ一体的なサービスが提供できるよう体制の整備や機能強化が必要となっています。

そのため、福祉意識の高揚を図るとともに、「呉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「呉市障害者保健・福祉基本計画」に基づき、高齢者福祉、障害者福祉における施策の展開や介護保険事業の運営に努めます。

また、少子化対策として、一時保育や延長保育、障害児保育など、多様なニーズに対応した保育を実践するとともに、豊かな心を育む保育や幼児教育の充実に努めます。

加えて、次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援への取り組みや地域のニーズに即した新たな施策を展開するほか、乳幼児医療費助成の充実、計画的な放課後児童会の開設、子育て支援ネットワークの拡充など児童福祉の向上を図り、子育て支援に努めます。

さらに、市民が等しく適切な保健・医療の機会に恵まれ、健康な生活を送ることができるよう、保健・医療サービスの提供体制を整備し、保健医療従事者の確保を図るとともに、全市的な保健・医療・福祉情報システムの確立に努めます。

(4) 住民自治の促進と市民協働の実現

新市が一体となって発展していくためには、地域コミュニティのより一層の育成を図り、市民相互の連帯意識を強化するとともに、市民が主体となった地域振興策が必要です。

そのため、市民の連帯の強化と地域振興のための事業の費用に充てるための基金を造成するとともに、住民の創意工夫を生かした自主的・主体的なコミュニティ活動の展開を支援するなど、市民協働のまちづくりを推進します。

また、出前トークを始め、市長への手紙やメールなど広報・広聴機能の充実に努めるとともに、地域コミュニティの活性化と市民協働活動の支援に努め、市民と行政の協働による心触れ合う住民本位のまちづくりを目指します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
港湾整備事業	防波堤の改良（田戸）	県
海岸整備事業	護岸の整備（大浦）	県
防災対策事業	防火水槽の整備（田戸・向）	市
地域振興基金積立事業	地域振興のための基金造成	市

2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 快適な生活環境の創造

自然に親しみながらゆとりと潤いのある快適な生活を営むことができるよう、計画的な緑地整備や親水空間の創出など居住環境の整備に努めます。

そのため、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川など公共用水域の水質保全に資する下水道の整備をより一層推進します。

また、災害時を含め、市民に安全で良質な水の安定供給を確保するため、老朽施設の更新を始め、施設の近代化や高度化、耐震性の強化など給水体制や維持管理体制の整備・充実に努めます。

さらに、住民に最も身近な生活道路について、年次的、計画的に新設、改良などの整備を推進し、快適な住環境の創造に努めます。

(2) 循環型社会システムの形成

21世紀の社会では、環境と共生したまちづくりが求められています。

そのため、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「呉市環境基本計画」に基づき、循環型社会の確立に向けた施策の展開を図ります。

その一つとして、ごみの減量化・資源化への対応については、資源物の集団回収を行うなど、市民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組みます。

また、太陽光発電の活用やコージェネレーションシステムの導入など、環境に優しいエネルギーの活用や雨水利用など水資源の循環的利用促進にも努めます。

さらに、水のリサイクル利用や太陽光発電等を取り入れた農業体験・研修施設「恵みの丘」を活用し、環境を保全しながら人に優しい自然農法を普及するとともに、自然の恵みを活用した21世紀型農業を提案していきます。

(3) 学校教育・生涯学習の推進と充実

人間形成の基礎を培い豊かな心を育てるための学校教育環境や生涯学習機能の整備を推進します。

そのため、学校教育環境の整備については、建築から一定年数を経過し、平成13年3月の芸予地震により影響を受けた向小学校、蒲刈小学校校舎等の改築・改修を学校統廃合や耐力度などを考慮しながら推進し、良質な教育環境を確保するとともに、災害時の避難場所としての機能を強化します。

また、児童・生徒の個性を伸ばし、社会に適応し、力強く育っていきたくましい人材の育成を目指した“確かな学力”の教育を推進するほか、地域住民等の学校教育への参画授業など、開かれた学校づくりを進め、社会教育との連携による地域の教育力の向上を図るとともに、校内LANの整備やインターネットへの接続など、IT教育の充実に努めます。

生涯学習については、体験学習施設「恵みの丘」、「古代製塩遺跡復元展示館」等を活用し、豊かな自然を活用した総合学習の場を提供するとともに、図書館の情報化やサービスの高度化を図るためのネットワーク化を進めるなど、利用促進や地域住民が利用しやすい運営に努めます。

また、学校の余裕教室等の活用を図りながら、地域の文化財等の収蔵、展示や郷土の歴史文化の学習ができるような機能の整備に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション機能の充実

価値観が多様化した現代においては、余暇の過ごし方に対するニーズも多様化し、その対応が求められています。

そのため、県民の浜を中心とした豊かな自然を生かし、マリンスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての整備・充実に努めます。

また、スポーツ施設の機能強化を図るため、地域のプールや体育館、グラウンドなどを気軽に利用できるよう施設の充実に努め、住民が集い、交流を図る場としての整備を進めるとともに、屋内スポーツを楽しむことができるよう施設の整備に努めます。

そのため、新市全体の中でスポーツ施設の計画的な配置、機能の充実に努めるなど、スポーツ拠点を整備することにより、多様化するスポーツの振興に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
公共下水道整備事業	下水道の整備	市
農業集落排水事業	下水道の整備	市
教育施設整備事業	向小学校，蒲刈小学校校舎の改修	市
	向小学校，蒲刈小学校屋内運動場の改築	市

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 既存産業の振興

上蒲刈島の温暖な気候を利用した柑橘類の栽培を始めとする農業及び豊かな海を活用した水産業は、蒲刈町の地場産業です。農業では、経営の近代化と基盤整備を進め、営農環境の保全・整備，地域特性に応じた農業生産の促進を図る一方，観光農業への取り組みを進めるとともに，水産業では，採取する漁業から栽培漁業への転換を図っていきます。

そのため，一般国道185号の改良，広域連携道路の整備促進など安全で効率的な輸送条件を整備し，生産活動を支える交通基盤づくりに努めるとともに，中小企業の経営近代化と生産性の向上を促進するために，呉地域産業振興センターなど関係機関と蒲刈町商工会等との連携を強化します。

また，新市において農業振興地域整備計画などを策定し，新たな施策の展開を図るほか，農業生産基盤や農業生活環境基盤などを整備する農村振興総合整備事業，農道や水路等を整備する小規模農業基盤整備事業，宮盛地区の中山間地域等で耕作継続に向けた活動を支援する直接支払事業等を推進して，後継者の育成を進めるなど，農業基盤や地域住民の生活環境の整備に努めます。

さらには，宮盛地区で魚礁の設置や自然石の海中への投入（築いそ）設置により，つくり育てる漁業を推進するとともに，原漁港において護岸及び漁業用施設を整備し，漁業経営の安定と向上を図ります。

(2) 観光の振興

日本の渚・百選，日本の水浴場88選にも選ばれ，関西方面からの修学旅行生を始め，多くの観光客でにぎわう「県民の浜」は，美しい島の自然環境や海辺の環境を保全しながら，自然体験型施設等が建ち並ぶ一大リゾート地区であり，その機能充実を図ります。

そのため，県民の浜の拠点施設でもある宿泊・研修施設「輝きの館」の宿泊棟・浴室等や体験学習施設「恵みの丘」周辺の観光農園を整備するほか，温泉施設「やすらぎの館」，天体観測館，海と島の工作展示館，古代製塩遺跡復元展示館等を活用するなど，滞在型観光レクリエーション地域としての魅力づくりに努め，更なる観光客の誘致を図っていきます。

また，市民の協力の下，観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め，観光客と市民との交流の機会を拡大することにより，心温まるきめ細かな受入体制の充実を図ります。

さらに、地域全体の観光資源を有機的に結びつけることにより、「瀬戸内歴史絵巻観光ネットワーク」を整備し、観光振興に努めます。

(3) 新産業の創出

呉市には、社会情報・看護系の「呉大学」、看護・薬学系の「広島国際大学」、工学技術系の「呉工業高等専門学校」などの高等教育機関、「産業技術総合研究所中国センター」、「県立西部工業技術センター」などの試験研究機関、さらには、「呉地域産業振興センター」を中心に、地域の中小企業の新製品・新事業展開や新規創業などを支援する場としてのインキュベーション施設である「呉サポート・コア」や高速インターネット接続回線を整備した起業化支援の貸しスペースである「呉チャレンジ・コア」が立地しています。

このように充実した施設や機能の活用を図るとともに、特に新製品の開発、新規創業などをさらに支援するため「試作開発型事業促進施設（賃貸工場）」の整備を進め、蒲刈町の既存産業の振興・支援はもとより、地域特産品の開発など、地域の技術を生かした新産業の創出に努め、新技術・新商品などの開発促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
県民の浜整備事業	県民の浜施設の整備	県
中山間地域等 直接支払事業	共同活動への交付金交付(宮盛)	市
農村振興総合整備事業	農業生産基盤の整備，農業生活環境基盤の整備， 農村交流基盤の整備	市
小規模農業基盤整備事業	農道，水路の整備	市
水産基盤整備事業	魚礁の設置（宮盛）	市
漁業経営構造改善事業	築いその設置（宮盛）	市
漁港海岸環境整備事業	護岸工事	市
観光農園整備事業	作業道，植栽等の整備（大浦）	市

4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 道路・交通体系の整備促進

新市の速やかな一体感の醸成や地域の均衡ある発展を図るためには、総合交通体系の整備が必要です。特に、蒲刈町においては、安芸灘諸島連絡架橋の整備の進展に伴い、観光客等の自動車交通の増加に対応した交通体系の整備促進を図っていきます。

そのため、一般国道185号（呉～安浦間）広域連携道路の整備促進や蒲刈大橋，一般県道豊浜蒲刈線（仮称）豊島大橋（安芸灘3号橋）の整備に努めるとともに、町内を循環する幹線道路である県道上蒲刈島循環線の田戸～向間，大浦地区で大型車の通行に支障を来している区間を解消するため、拡幅，改良の整備を推進し，安全性や快適性を向上させます。

また、「暮らしやすく、活力のある地域づくり」を実現するため、総合的かつ計画的な交通対策を策定した「呉都市圏交通円滑化計画」に基づく各施策の展開を図ります。

さらには、休山新道や東広島・呉自動車道など背後の幹線道路網と連絡することにより、近隣市町との有機的な連携や地域経済、産業、文化の発展及び地域間交流の一層の促進が可能となる呉市阿賀地区のマリノ大橋（仮称）の整備を推進します。

(2) 情報通信基盤の整備促進

高度情報化社会に対応できるよう、地域公共ネットワークの基盤整備を推進し、インターネット技術を生かした高速地域情報通信網の構築を図るなど、地域住民の利便性向上に配慮した施策を展開します。

また、呉テクノパークの既存施設及び機器の有効活用を図るとともに、だれもが利用しやすい環境整備にも努め、情報化社会に対応した基盤整備を進めます。

(3) 港湾・交流拠点の整備促進

新市の速やかな一体化と地域の均衡ある発展を図るため、蒲刈町地域における交流拠点の整備に努める必要があります。

そのため、海上交通の要の一つである田戸港で防波堤の整備を行うほか、港湾施設に緑地を整備し、憩いと安らぎの場を提供するとともに、向地区の埋立地に多目的広場や市民がふれあい、交流できる施設を整備し、地域振興や交流拠点の創出に努めます。

また、新市東部地区の一層の拠点性向上を図るため、JR新広駅周辺の整備を推進し、行政サービス機能、社会教育機能、保健・福祉機能などの充実に努め、公共施設の再整備、交通機能の強化など、東部地区の都市機能や産業機能の整備充実に努めます。

さらには、JR呉駅周辺に多様で高次の都市機能、都市施設の集積を図り、新市の拠点性の向上に努める必要があります。陸の玄関口であるJR呉駅及び海の玄関口である宝町地区において、にぎわいのある交流拠点としての施設や「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」の整備を始め、呉駅・呉港周辺地区を結ぶ連絡道の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
幹線道路改良事業	一般県道上蒲刈島循環線の改良（田戸～向）	県
	蒲刈大橋の補修	県
港湾改良事業	緑地の整備（田戸）	県

5 効率的・効果的な行財政運営

地方分権の進展、多様化する行政需要に対応し、迅速かつ高度な行政サービスを提供するため、行政情報の電子化を進め、窓口業務等のオンライン化を強化するとともに、効率的・機能的な行政運営を目指し、事務事業の見直しや組織機構の改革を図り、経費の節減・合理化、職員の適正な配置や資質の向上のための研修等の充実に努めま

す。

また、事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度や実施時期を検討するとともに、事業評価を行うことにより支出の効果が最大となるよう、効率的な財政運営に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
行政情報化推進事業	高速情報通信網の整備等	市

公共施設の統合整備

公共施設の統廃合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所機能を担う蒲刈町役場については、住民サービスの提供に支障が生じないよう十分に配慮しながら、行政情報の電子化など必要な機能整備を図ります。

財政計画

1 歳入 (単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
市 税	275,440	市民税,固定資産税,軽自動車税,市たばこ税,入湯税,都市計画税
地 方 交 付 税	157,808	普通交付税,特別交付税
そ の 他 交 付 金	38,550	利子割交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金,自動車取得税交付金,地方特例交付金等
国・県支出金	148,742	
市 債	104,474	
繰 入 金	3,509	
そ の 他	173,428	地方譲与税,分担金・負担金,使用料・手数料,財産収入,寄附金,諸収入
合 計	901,951	

2 歳出 (単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
義 務 的 経 費	458,139	
人 件 費	195,575	
扶 助 費	144,900	
公 債 費	117,664	
投 資 的 経 費	145,569	
建 設 事 業 費	145,569	
そ の 他 の 経 費	298,243	
物 件 費	80,671	旅費,需用費,委託料等
維 持 補 修 費	12,278	修繕料,原材料費等
補 助 費 等	52,013	負担金,補助金,報償費等
積 立 金	3,176	
そ の 他	150,105	貸付金,投資及び出資金,繰出金等
合 計	901,951	

吳市・蒲刈町財政計画説明資料

平成17年度～平成26年度

平成16年2月19日

呉市と蒲刈町が合併した場合の支援措置

(単位:百万円)

支援項目		内 容	1市8町の 支援額総額	呉市・蒲刈町分
国	普通交付税による措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条)(5年間均等) 上限30億円 対象:電算システムの統一,ネットワーク整備,サービス水準の調整等 (1億円+5千円×合併後人口259,224人)×(1+(9団体-2)/4)=3,839百万円	3,000	368
	特別交付税による措置	市町村合併に対する包括的な特別交付税(1年目5割,2年目3割,3年目2割) 対象:新しいまちづくり,公共料金格差是正,公債費負担格差是正等 (4億円+4千円×増加人口56,065人)×係数1.25=780百万円	780	94
	国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)(3年間) (呉市分1億円+8町分2.6億円)×3年=1,080百万円	1,080	122
県	合併推進交付金	建設計画に基づいて実施する事業,旧市町村単位の地域振興のための事業など 合併年度とこれに続く5カ年度 5億円+(9団体-2)×2.5億円=2,250百万円	2,250	281
合 計			7,110	865
起 債	合併特例債による措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2) 180億円×(合併後人口259,224人/100,000人×係数0+係数1) ×(増加人口56,065人/10,000人×係数0.083+係数1.250)×(2-2/9団体) =54,892百万円(標準全体事業額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	54,892	5,892
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(上限40億円) (3億円×9団体)+(1万円×増加人口56,065人)+(5千円×合併後人口259,224人) =4,557百万円(積立可能額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	4,000	480

呉市・蒲刈町財政計画構成表（普通会計）

平成17年度～平成26年度の計画額累計

(単位:百万円)

	合併を前提としない財政計画		合併影響分 C (a)+(b)+(c)-(d)	重複分				合計 A+B+C	調整	財政計画
	呉市 A	蒲刈町 B		行政制度調整 (a)	建設計画事業 (b)	財政支援措置 (c)	重複分 (d)			
地方税	273,730	1,700	10	10	0	0	0	275,440	0	275,440
地方譲与税	10,220	290		0	0	0	0	10,510	0	10,510
普通交付税	129,023	10,590	752	0	0	752	0	140,365	0	140,365
特別交付税	16,279	1,070	94	0	0	94	0	17,443	0	17,443
その他交付金	38,150	400		0	0	0	0	38,550	0	38,550
分担金・負担金	16,814	110	30	30	0	0	0	16,954	1,170	15,784
使用料・手数料	28,848	1,063	72	72	0	0	0	29,983	0	29,983
国庫支出金	113,540	1,328	963	250	910	122	319	115,831	0	115,831
県支出金	30,250	2,256	405	10	166	281	32	32,911	0	32,911
財産収入	13,824	40	40	40	0	0	0	13,904	0	13,904
寄附金	0	0		0	0	0	0	0	0	0
繰入金	3,509	0		0	0	0	0	3,509	0	3,509
繰越金	0	0		0	0	0	0	0	0	0
諸収入	101,253	1,992	2	2	0	0	0	103,247	0	103,247
地方債	99,972	3,113	1,389	0	1,647	0	258	104,474	0	104,474
合計	875,412	23,952	3,757	394	2,723	1,249	609	903,121	1,170	901,951
人件費	191,988	5,135	1,548	1,548	0	0	0	195,575	0	195,575
扶助費	143,803	639	458	458	0	0	0	144,900	0	144,900
公債費	112,696	4,566	402	0	0	553	151	117,664	0	117,664
物件費	75,386	5,448	163	163	0	0	0	80,671	0	80,671
維持補修費	12,158	120		0	0	0	0	12,278	0	12,278
補助費等	50,445	2,258	480	142	338	0	0	53,183	1,170	52,013
貸付金	87,630	0		0	0	0	0	87,630	0	87,630
投資及び出資金	9,034	10	88	0	88	0	0	9,132	0	9,132
積立金	1,041	0	480	0	480 ()	0	0	1,521	1,655	3,176
繰出金	50,650	2,693		0	0	0	0	53,343	0	53,343
建設事業費	140,581	3,083	1,905	0	2,544 ()	0	639	145,569	0	145,569
合計	875,412	23,952	2,102	1,111	3,450	553	790	901,466	485	901,951
歳入 - 歳出	0	0	1,655	1,505	727	696	181	1,655	1,655	0

重複分(d) = A, Bと(b)との重複分

支援項目	内 容		支援措置額(百万円)		
普通交付税措置	地方交付税の額の算定の特例(特例法第11条第2項, 合併算定替)		A, Bの交付税額に含んでいる		
	新しい市で算定した交付税額と, 旧市町毎に算定した額で後者が大きい場合は, 後者の額を普通交付税額とする。				
特別交付税措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条第1項, 合併補正)		368		
	市町村合併に対する新たな特別交付税		94		
合併特例債措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置	事業費() 2,544	合併特例債 826	元利償還金 94	交付税措置 66
			過疎債 324	元利償還金 174	交付税措置 122
			辺地債 -	元利償還金 -	交付税措置 -
	合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置	積立額() 480	合併特例債 456	元利償還金 280	交付税措置 196
国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)		122		
県	合併推進交付金		281		

呉市・蒲刈町 年度別財政計画（普通会計）

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
地方税	27,543	27,543	27,543	27,543	27,543	27,545	27,545	27,545	27,545	27,545	275,440
地方譲与税	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	10,510
普通交付税	13,670	13,708	13,791	13,850	13,993	14,135	14,227	14,292	14,337	14,362	140,365
特別交付税	1,824	1,776	1,747	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	17,443
その他交付金	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	38,550
分担金・負担金	1,471	1,489	1,511	1,536	1,563	1,589	1,615	1,642	1,670	1,698	15,784
使用料・手数料	2,898	2,958	2,973	2,984	2,996	3,011	3,023	3,037	3,049	3,054	29,983
国庫支出金	11,034	10,957	11,199	11,209	11,535	11,725	11,901	11,983	12,119	12,169	115,831
県支出金	3,265	3,310	3,327	3,353	3,321	3,266	3,303	3,270	3,251	3,245	32,911
財産収入	1,405	1,398	1,392	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387	13,904
寄附金											
繰入金	244	351	1,160		39	383	407	436	297	192	3,509
繰越金											
諸収入	10,322	10,338	10,333	10,330	10,326	10,334	10,326	10,319	10,313	10,306	103,247
地方債	12,052	12,318	10,566	9,908	10,314	9,879	10,090	9,868	9,823	9,656	104,474
歳入合計	90,634	91,052	90,448	88,734	89,651	89,888	90,458	90,413	90,425	90,248	901,951

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
人件費	18,906	19,498	20,329	19,384	19,526	19,861	19,769	19,636	19,429	19,237	195,575
扶助費	13,527	13,522	13,779	14,041	14,307	14,580	14,857	15,139	15,427	15,721	144,900
公債費	10,820	11,173	11,189	11,292	11,629	11,839	12,130	12,399	12,535	12,658	117,664
義務的経費	43,253	44,193	45,297	44,717	45,462	46,280	46,756	47,174	47,391	47,616	458,139
物件費	8,163	8,180	8,062	8,043	8,037	8,126	8,024	8,018	8,012	8,006	80,671
維持補修費	1,256	1,230	1,228	1,227	1,226	1,225	1,223	1,222	1,221	1,220	12,278
補助費等	5,587	5,412	5,285	5,245	5,212	5,186	5,131	5,056	4,985	4,914	52,013
貸付金	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	87,630
投資・出資金	953	915	935	930	921	913	904	895	887	879	9,132
積立金	963	191	627	570	221	128	136	127	108	105	3,176
繰出金	5,362	5,324	5,324	5,331	5,335	5,338	5,339	5,325	5,332	5,333	53,343
その他の経費	31,047	30,015	30,224	30,109	29,715	29,679	29,520	29,406	29,308	29,220	298,243
普通建設	16,294	16,804	14,887	13,868	14,434	13,889	14,142	13,793	13,686	13,372	145,169
災害復旧	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
投資的経費	16,334	16,844	14,927	13,908	14,474	13,929	14,182	13,833	13,726	13,412	145,569
歳出合計	90,634	91,052	90,448	88,734	89,651	89,888	90,458	90,413	90,425	90,248	901,951

第 7 回 呉市・蒲刈町合併協議会 協議事項

行政制度等に関する協議

[継続協議項目]

協議第19号	福祉制度の取扱い	・・・	P	1
協議第26号	まちづくり建設事業の取扱い	・・・	P	2
協議第33号	独自事業の取扱い			
	(1) 生活バスの運行	・・・	P	3
	(2) 英国留学英語研修	・・・	P	4
	(3) ISO14001認証	・・・	P	5
	(4) 蒲刈町立国民健康保険診療所	・・・	P	6

[継続協議項目]

協議第19号 福祉制度の取扱い

内		容	
継続協議となっている福祉制度の内容について協議する。			
調整方針（合併協定案）			
福祉制度については，呉市福祉事務所を中心に県の呉地域事務所等と連携し対応していくものとする。			
原則として呉市の制度を適用，又は統一していくものとする。			
ただし，町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。			
保育料は第5回合同会議において別途提案			
今回の協議項目			
協議項目	呉市	蒲刈町	調整方針案
高齢者福祉			
ねたきり老人見舞金 (調書 P14)	なし	居宅で，引き続き6か月以上寝たきり又は痴呆の状態 で常時介護を要する方を介 護している方を対象として， 月額 10,000円(年4回 30,000円)を支給してい る。	町制度は廃止する。

協議第26号 まちづくり建設事業の取扱い

内 容			
<p>継続協議となっているまちづくり建設事業の制度内容について協議する。</p>			
調整方針（合併協定案）			
<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし、個別事業・制度等については、町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。</p> <p>町道、公園、住宅、港湾等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。</p>			
今 回 の 協 議 項 目			
協議項目	呉市	蒲刈町	調整方針案
入札制度			
土木・建築の入札契約 状況 (調書 P51)	ランク付け:あり 低入札価格調査制度: あり 予定価格の事前公表: あり(全ての建設工事) 受注希望型指名競争 入札の導入: あり(500万円以上の 建設工事)	あり あり なし なし	呉市の制度に統一する。

協議第33号 独自事業の取扱い

(1) 生活バスの運行

内 容
蒲刈町独自に運行している町営バス（直営）及び小中学校の児童生徒を対象に発行しているプール利用無料乗車券の取扱いについて協議する。
調 整 方 針 案
現行路線の維持継続を基本方針とする。 ただし、呉地域全体の生活バス路線の再編については、引き続き、検討していくものとする。 プール利用無料乗車券発行事業については、町制度を廃止するものとする。
現 状 及 び 参 考 資 料
町営バス運行事業 蒲刈町では、昭和39年から呉市営バスが運行していたが昭和58年に運行廃止。以後、町営バス運行を始め、直営で実施している。（許可年月日：H12.9.26～ 1系統：9往復/日 県民の浜～向） （H14決算） 町営バス：歳入 10,399千円 うち一般会計繰入金 2,500千円 県補助金 2,241千円（第3種生活交通路線維持費補助金） ：歳出 10,191千円 うち運転委託料 8,000千円 なお、夏休み期間には、小中学校の児童生徒に、プール利用無料乗車券を発行している。 夏季期間プール利用バス定期補助金： 720千円（H14）

協議第33号 独自事業の取扱い

(2) 英国留学英語研修

内 容
蒲刈町が町内の中学1年生を対象に実施している英国留学英語研修の取扱いについて協議する。
調 整 方 針 案
町制度を廃止するものとする。 ただし、地域の実情を考慮し、経過措置をとる方向で調整していくものとする。
現 状 及 び 参 考 資 料
英国留学英語研修 (1) 目的 国際社会を主体的に生き、21世紀の蒲刈町を担う人材育成を目指し、英国での語学研修と生活体験をさせる。 伝統的なイギリス英語を学び、語学力向上の実践と意欲の向上を図る。 英国の生活を通して多面的な異文化に触れ、自国の文化を再認識する。 現地の人々との交流を通して今後の中学生生活を充実させ国際人としての感覚を養う。 (2) 対象者 町立向(平成15より蒲刈中学校に改称)・蒲刈中学校(平成15より廃校)の1年生の希望者全員 平成14年度参加者数：対象者17名中14名 (3) 期間 平成14年度 7/20～8/18 (4) 研修先 ソールズベリー (5) 研修内容 外国人に英語を教える資格をもった先生による英語研修 ホームステイによる異文化体験学習 イギリスの生徒との文化・スポーツ交流活動 歴史的な場所、ロンドン市内などの見学学習 (6) 費用 平成14年度委託料：7,493,500円(日通旅行) 全額を町が負担 平成16年度 呉市新中学校1年生人数 : 1,970人

協議第33号 独自事業の取扱い
 (3) ISO14001 認証

内 容
<p>蒲刈町が役場本庁舎における事務・事業活動と県民の浜「輝きの館」(附属の運動施設を含む)における施設の管理運営業務を登録範囲として、平成14年度に認証を受けたISO14001の取扱いについて協議する。</p>
調 整 方 針 案
<p>町事業を呉市が引き継ぎ、環境に優しい行政活動を実施していくものとする。</p>
現 状 及 び 参 考 資 料
<p>環境マネジメントマニュアル・要領・手順書の作成による運用実施</p> <p>(1) 目的 環境に与える影響を率先して継続的に改善していくため、環境マネジメントシステムを構築することにより、自然環境に配慮した自治体として、恵み豊かな環境を保全し貴重な自然を後世に引き継いでいくため、環境にやさしい行動を広げ「自然との共生の島」蒲刈を目指して取り組みを進める。</p> <p>(2) 効果 事務・事業活動を通じての環境負荷の軽減 電気、用紙等の節約、省エネ、省資源による環境保全への推進 環境に関する職員の意識改革及び具体的行動への発展(人材育成) 環境に配慮した「自治体」としてのイメージの向上 環境に対する地域住民の意識向上による波及効果(家庭・学校など)</p> <p>(3) 適用範囲 蒲刈町役場本庁舎における事務・事業活動 県民の浜「輝きの館」(附属の運動施設を含む)における施設の管理運営業務</p> <p>(4) 登録範囲 蒲刈町役場本庁舎及び県民の浜「輝きの館」(附属の運動施設を含む)における環境保全(環境教育の普及啓発、省エネルギー、リサイクル)活動</p> <p>(5) 意義・特徴 行政活動を通じて業務・設備又はサービスが環境に及ぼす影響を管理するための運用手順を示したものであり、継続的改善を図ることが求められる。 また、「全職員で実施運用」するシステムである。</p> <p>(6) 体制 環境管理事務局 1名 環境管理推進班 6名 内部環境監査委員 13名</p> <p>(7) 費用 平成14年度 診査登録費(初動診査・本審査・登録書) 1,069,735円 システム構築コンサルタント料 3,180,231円 平成15年度 年1回定期審査 526千円(所要1.5日分) 以後、毎年度1回の定期審査と3年に1回の登録更新審査(約70万円:所要2日)が必要</p>

協議第33号 独自事業の取扱い

(4) 蒲刈町立国民健康保険診療所

内 容
蒲刈町立国民健康保険診療所の取扱いについて協議する。
調 整 方 針 案
現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。 ただし、運営方法については、引き続き、協議、検討していくこととする。
現 状 及 び 参 考 資 料
<p>蒲刈町立国民健康保険診療所（田戸字拾年2308-1）</p> <p>「福祉の村」構想に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、平成8年に田戸地区に設置した。隣接する高齢者生活福祉センター、開発総合センターとともに、保健・福祉の拠点として位置付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設 土地：6,239㎡（高齢者生活福祉センター等含む） 建物：489.5㎡（鉄筋コンクリート造2階建て（H7.3.31建築））・職員数 医師：1人（県から派遣）、臨時職員：看護師1人、医療事務1人・病床なし・診療科目：内科・小児科・患者数（H14）：2,014人・運営状況（国民健康保険直営診療所事業特別会計 H14決算） 歳入：57,466千円 （一般会計から45,075千円の繰入） 歳出：56,867千円